

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに向けた考え方について

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第20回）

令和4年9月13日

資料1

平成30年改正等による両制度の発展と課題

新型コロナの経験も踏まえた課題

- 就労準備、家計改善に関する各支援策の実施自治体は増加したが、困窮・保護それぞれで更なる実施の増加が必要との指摘。また、両制度間移行時に支援が途切れるなど継続性の確保や社会資源の有効な活用も課題
 - <生活困窮者自立支援制度の状況> ※H30改正で努力義務化
 - ・就労準備支援事業 48.2% (H30) →80.6% (R4 (見込み))
 - ・家計改善支援事業 44.7% (H30) →82.2% (R4 (見込み))
 - <生活保護制度の状況> ※予算事業
 - ・就労準備支援事業 29.9% (H30) →37.7% (R4 (見込み))
 - ・家計改善支援事業 1.3% (H30) →8.1% (R4 (見込み))
- 各行政機関や地域の社会福祉法人、NPO法人等関係機関間の調整や計画的な支援を行うための制度的枠組みの創設・強化が課題
 - ・生活困窮者に係る支援会議（H30改正で法定化）の設置率 13.0% (R元) →31.3% (R2)
 - ※被保護者に係る同様の会議はない。
- ホームレスは減少傾向にあるが、知人宅やネットカフェ等を行き来する不安定居住者や、住居はあるものの虐待・DV等による緊急一時的な居場所など、居住へのニーズが多様化。また、貧困の連鎖防止のための親を含めた子育て世帯全体への支援の推進等が求められる。このため、セーフティネットの一層の強化が必要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、相談者数等の急増とともに、相談者像も複雑化・多様化。これまでに生活福祉資金貸付の特例措置や住居確保給付金の要件緩和、生活困窮者自立支援金の創設などの一時的な生活支援を講じてきたが、今後は、生活再建・自立に向けた伴走型支援に軸足を移行する必要
 - <生活困窮に係る相談者等の増加>
 - ・新規相談受付件数 248,398件(R元)→786,163件 (R2) (3.2倍)
 - ・住居確保給付金の新規申請件数 4,270件(R元)→153,007件 (R2) (34倍)
 - ※保護申請件数は令和2年4月に前年同月比25%増、翌5月に減少に転じその後増減があるものの、様々な支援策の効果もあり、被保護人員の増加はみられない。
 - <生活困窮者自立支援相談窓口における相談者像の変化>
 - ・個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等これまであまり相談につながっていなかった新たな相談者の存在が顕在化
 - ・3個以上の複合的な課題を抱える相談者が半数以上に増加
 - <福祉事務所における相談者像の変化>
 - ・コロナ前と比較して、若年・中年層や、「不安定就労」「自営業・フリーランス」などの相談者が増加
 - ・被保護者世帯の抱える課題は多岐にわたり、複数の課題を抱える世帯も多い

次期制度見直しに向けた考え方

- 上記の課題を踏まえ、平成30年改正法の施行状況や社会経済状況の変化、新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した相談者像の複雑化・多様化等にも適切に対応するため、
 - ①相談支援機能の強化、就労・家計・居住・子どもなど各種課題への対応や医療扶助の適正化にも取り組むとともに、
 - ②生活困窮者自立支援制度・生活保護制度間の一体的な支援・連携強化による切れ目のない支援を図る必要がある。
- こうした考え方に立ち、具体的な方策等について、本部会において更なる議論を進める。

【参考】当面の議論のスケジュール(案)

	日程	主な議題(案)
7 (第20回)	9月13日(火)	<ul style="list-style-type: none">・生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに向けた考え方について・生活困窮者に対する自立相談支援、被保護者に対する自立支援のあり方・就労支援のあり方・家計改善支援のあり方
8 (第21回)	10月中旬	<ul style="list-style-type: none">・健康管理支援事業・医療扶助のあり方・生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携のあり方・関連施策との関係(地域共生社会との関係を含む)
9 (第22回)	10月下旬	<ul style="list-style-type: none">・子どもの貧困への対応・居住支援等のあり方・都道府県、町村、人材育成等・事務負担の軽減及び生活保護費の適正支給の確保策